

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名: 滋賀県)

1. 増頭羽数等の効果

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数アーアイ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要な有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
平成28年度	1	1	0	158.5%	0	無	目標値よりも実績が上回ったことから、事業の効果が発現したものと評価する。	成果目標の県平均達成率は90%以上であり、目標を達成した。

2. 収益性の向上効果

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数アーアイ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要な有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
				令和元年度は該当なし。				

注1:事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2:評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3:2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4:目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5:平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名: 京都府)

1. 増頭羽数等の効果

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数アーアイ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要な有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
平成28年度	4	0	4	119.0%	2	無	2取組主体は成果目標が未達成の結果となつたが、今後成果目標を達成できるよう府として指導していく。	成果目標の府平均達成率は90%以上であり、目標を達成した。 なお、目標を達成されていない一部の取組主体に対して継続的な指導をお願いする。

2. 収益性の向上効果

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数アーアイ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要な有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
平成28年度	4	4	0	—	—	—	—	—

注1:事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2:評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3:2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があつたときのみ記載する。

4:目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5:平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名：兵庫県)

1. 増頭羽数等の効果

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数アーアイ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要な有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
26年度	1	1	0	—	—	—	—	—

2. 収益性の向上効果

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数アーアイ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要な有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
26年度	1	0	1	302%	0	無	収益性の向上効果の成果目標達成率は302%と目標を達成した。 今後さらに飼料用米の生産活用に向けて、関係機関と一体的にサポートすることとしている。	成果目標の県平均達成率は90%以上であり、目標を達成した。

注1:事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2:評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3:2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があつたときのみ記載する。

4:目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5:平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名：奈良県)

1. 増頭羽数等の効果

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数アーアイ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
28年度 29年度	1	1	0	—	—	—	—	—

2. 収益性の向上効果

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数アーアイ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
28年度 29年度	1	0	1	75%	1	有	目標達成まであと一歩であるが、目標達成のために必要な機械を追加導入しており、今後の改善が期待される。生産性向上に向けて関係機関が協力し、目標達成を図るよう指導したい。	成果目標の県平均達成率は90%未満であり、目標を達成していない。 目標を達成されていない取組主体に対しては、目標が達成されるまでの間、県の継続的な指導が必要であり、改善措置の提出を求める。

注1:事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2:評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3:2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4:目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5:平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。